

くらしの情報

投票所と投票時間

投票時間 午前7時～午後8時
(ただし東加積第2投票所は午後4時まで)

投票区名	投票所
滑川東部第1	あずま保育所
滑川東部第2	勤労青少年ホーム「青志会館」
滑川西部	市民会館分館コミュニティホール(西コミ)
浜加積	浜加積地区福祉センター
早月加積	早月加積幼稚園
北加積	北加積幼稚園
東加積第1	東加積幼稚園
東加積第2	藁輪集落センター
中加積	中加積地区公民館
西加積	西加積地区公民館
山加積	山加積コミュニティセンター

立候補予定者事務説明会

とき 1月17日(火) 13:30～
ところ 市民会館3階中会議室
問合せ先 選挙管理委員会(内線216)

2月12日(日)は滑川市長選挙の投票日です
選挙に投票できる人、できない人
投票できる人は、次の要件に該当する人で、選挙人名簿に登録されている人です。
年齢要件 昭和61年2月13日までに生まれた人
住所要件 平成17年11月4日以前から市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
ただし、次の方には選挙権がなく投票できません。
・成年被後見人
・禁錮以上の刑で服役中の者
・選挙犯罪で禁錮以上の刑を受け執行猶予中の者

期日前投票
投票日に、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。
期間 2月6日(月)～11日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 市民会館1階ロビー
※入場券を持参してください。
△郵便などによる不在者投票は、重度の身がいない者などが対象となる郵便などによる不在者投票の制度があります。

入札参加資格審査申請書の「追加」受付について
平成18年度の建設工事および物品納入等について新規追加の入札参加資格審査申請書を次により受け付けます。
受付期間 2月1日(水)～28日(火)
午前9時～午後5時まで
(ただし、土・日および祝日を除く)
有効期間 平成18年度(1年間)
様式 A4ファイル縦綴じ
建設工事 市の指定様式または国土交通省・県の指定

様式に準じたもの(経営事項審査結果通知書の写しを必ず添付してください)
・物品納入等 市の指定様式
・なお、建設工事、物品納入等とも市町村税および国税(法人税、消費税など)の納税証明書(原本)を添付してください。
※入札参加資格審査申請書は市ホームページからもダウンロードできます。
提出方法 持参または郵送(インターネットは不可)
▼受付場所・問合せ先 財政課管理担当 (内線263・264)

1月10日は「110番の日」です 110番のしくみ

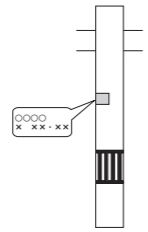
110番は事件・事故受付緊急電話です。県内のどこからかけても110番センター(警察本部通信指令室)につながります。

電柱で場所がわかるようになります

3月から110番のシステムが新しくなり、電柱番号で場所がわかるようになります。近くに信号や目標物がない場合は、電柱に書いてある番号を教えてください。

相談110番など

事件・事故以外の相談は、相談専用電話へおかけください。
○相談110番 プッシュ回線 ☎#9110
ダイヤル電話 ☎442-0110
○女性110番 ☎0120-72-8730
○ストーカー相談 ☎0120-13-1104
○いじめ110番 ☎0120-32-7867
○組抜け・企業暴力相談 ☎444-1166

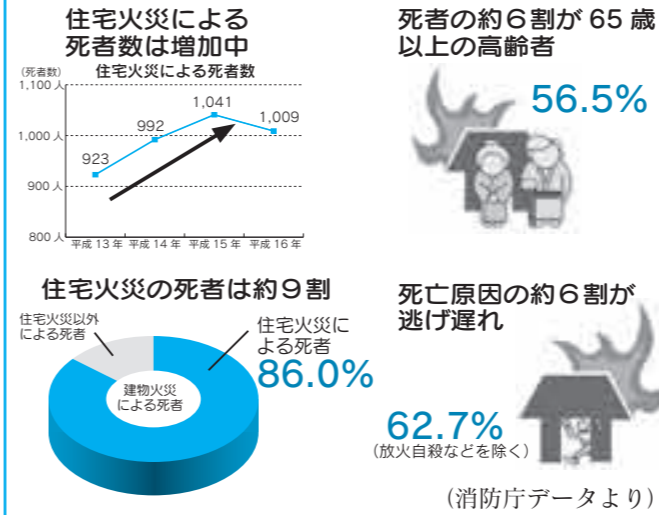


INFORMATION

あなたの家に 住宅用火災警報器を設置しましょう！

住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。

なぜ火災警報器が必要な？



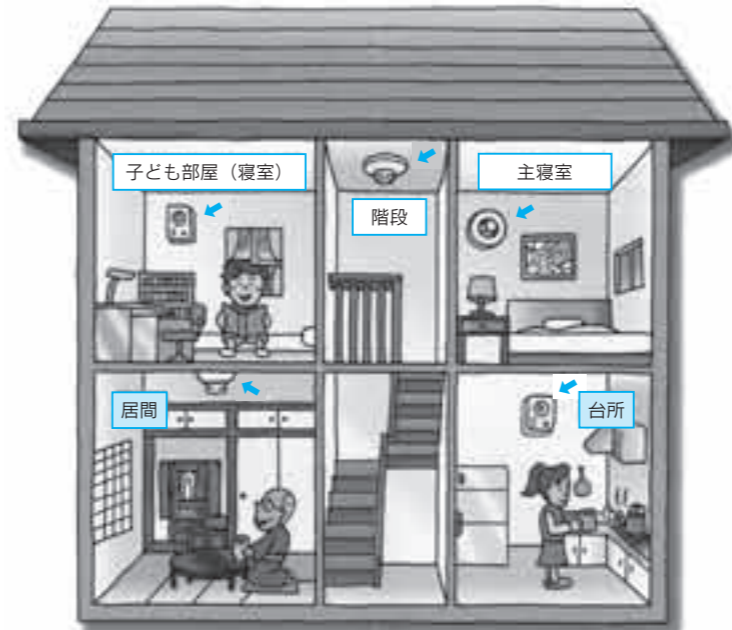
平成16年6月に消防法が変わり、滑川市火災予防条例で全ての住宅に火災警報器を設置することが義務付けられました。火災警報器の設置により、火災の発生を早く知らせ「逃げ遅れ」による死者を少なくします。

- 新築 平成18年6月1日から
- 既設 平成20年6月1日から

住宅火災から大切なご家族を守るために、消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器の取り付けが義務付けられました。

火災警報器はどこに取り付けるの？

火災警報器は、天井や壁に取り付けることができます。
*取り付けについての詳しいことは、機器の取扱説明書をご覧ください。



取り付けが義務付けられている所(寝室・階段)
取り付けをお勧めする所(台所・すべての居室)

火災警報器はどんなものがあるの？

- 煙感知器と熱感知器があります。
- ①天井や壁に簡単に取り付けられます。
 - ②煙や熱を感知すると警報します。
 - ③電池タイプとAC100Vタイプがあります。
 - ④電池が少なくなると警報します。
 - ⑤誰でも簡単に取り付け可能です。
- 下の鑑定マークの付いた感知器を購入しましょう。



悪質な訪問販売にご注意を！

住宅用火災警報器などの設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。また、消防署員が住宅用火災警報器を販売したり、消防署が業者に販売を委託することはありません。
火災警報器は、「クーリングオフ」の対象です。

問合せ先 市消防本部警防課消防担当 (☎475-0180)